

第1号様式
その1

社会保険加入状況申告書

営業所等の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号・事業所番号又は健康保険組合名（健康保険、年金保険）、労働保険番号（雇用保険）	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	人 (人)					

上記の内容に相違ありません。

平成 年 月 日

矢吹町長

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

記載要領

- 1 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 2 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 3 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 4 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。
- 5 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 6 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 7 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。